

平成 25(2013)年度
一橋大学大学院国際・公共政策教育部(国際・公共政策大学院)
専門職学位課程
秋季社会人特別選考 第2次試験(小論文)問題
〔公共法政プログラム〕

受験番号 _____

注意事項

- (1) 解答用紙には、氏名を書かないでください。
- (2) 問題用紙、解答用紙及び下書用紙は、試験室から持ち出さないでください。
- (3) 試験用紙には受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 受験票は机の上においてください。
- (5) 受験票と筆記用具以外のものは机の上に出さないでください。
- (6) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (7) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (8) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (9) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。

問 題

地方自治法第 252 条の 19 は、政令で指定する人口 50 万以上の市、いわゆる政令指定都市について規定しています。政令指定都市は、当初の五大市（大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市）から、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市と対象都市を拡大し、さらに本年 4 月には熊本市が加わって 20 市となり、その居住人口は我が国の全人口の約 2 割を占めています。

政令指定都市には道府県と同等の行財政能力などを有していることが求められ、地方自治法の「大都市に関する特例」によって、一般の市では都道府県が行っている事務のかなりの部分を政令指定都市の事務として行っています。

このように政令指定都市は、都道府県から多くの権限を移譲された「都道府県並みの市」であり、したがって、その地域の道府県議会議員は、他の地域の道府県議会議員と比べて、自ら関わることのできる権限は、せいぜい警察、高校、市内にある（道府）県立病院、あとは一級河川の管理が国から道府県に移譲されている場合にそれが加わる程度といった具合に極めて限られています。しかしながら、道府県議会議員の定数は、選挙区（政令指定都市では区の区域が選挙区となる）ごとに、人口に比例して定められることから、神奈川県議会や京都府議会では、議員の過半数が政令指定都市選出の議員となっています。

こうした実態に対しては、次のような主張がなされることがあります。

- (1) 政令指定都市を抱える道府県の議会は、当該道府県の住民の民意を適切に反映する構成とはなっていない。
- (2) したがって、政令指定都市から選出される道府県議会議員の定数を削減しても、それには合理的な理由があり、いわゆる「一票の格差」の問題についても、必ずしも厳格に考える必要はない。
- (3) あくまで過渡的な制度であったはずの政令指定都市制度が、昭和 31（1956）年から半世紀以上も続いているから、こうした問題が生じるのであり、基礎自治体、道州、国といった 3 層構造に「国のかたち」を変えることを目指さなくてはならない。

そこで、上記（1）～（3）についてのあなたの考えを交えながら、大都市域における望ましい行政体制のあり方について、1,200 字以内で述べなさい。